



利用者負担のイメージ

新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が決めます。

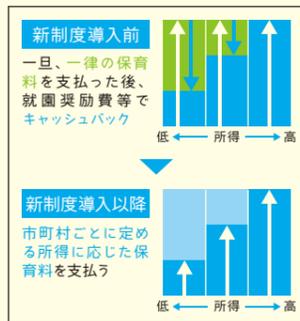
保育料の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度としています。

- **教育標準時間認定(1号給付)**を受ける子どもについては、現行の私立幼稚園の保育料額の全国平均額から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いて設定。

幼稚園、認定こども園

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)
※右記の金額は国が定めた上限額です(実際にかかる費用が限度額となります)*1

- 所得の階層ごとに保育料が設定されます。
(階層区分の条件などは自治体ごとに異なります)
- 実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。



階層区分	保育料上限額
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

保育所、認定こども園、小規模保育(3歳未満のみ)

保育認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)
※右記の金額は国が定めた上限額です(実際にかかる費用が限度額となります)*1

- 所得の階層ごとに保育料が設定されます。
(階層区分の条件などは自治体ごとに異なります)
- 保育が必要な時間により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つの区分に分けられます。

階層区分	保育料上限額			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

*1: 保育料は実際にかかる費用が限度額となりますので、例えば実際に子どもの保育にかかる費用が50,000円の場合、⑥~⑧の階層に該当する場合であっても、50,000円が保育料の上限となります。

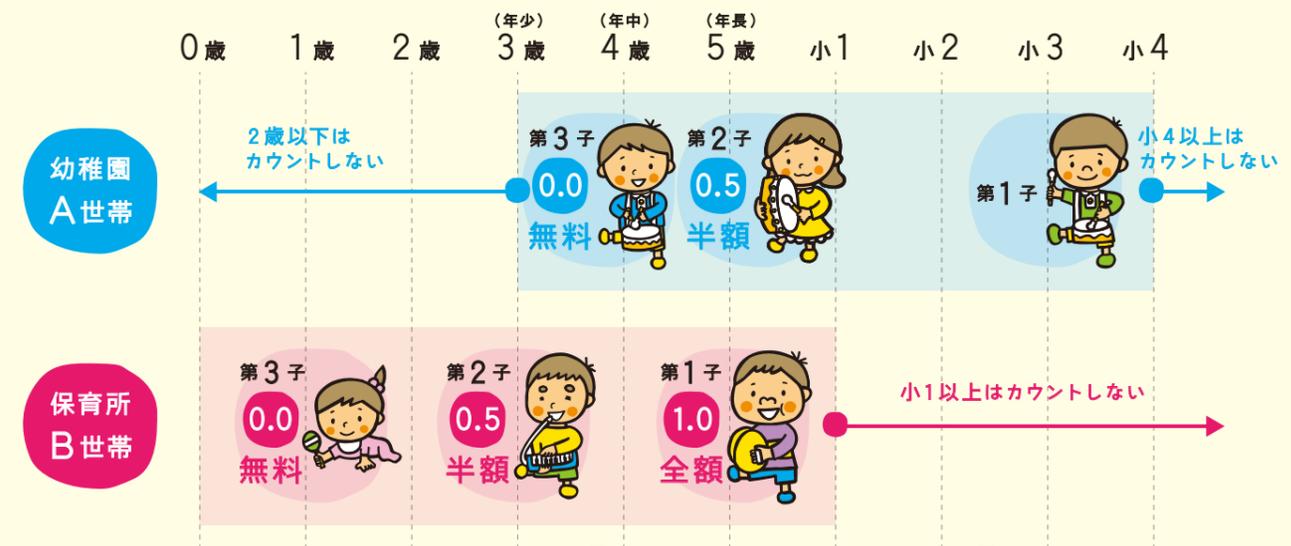
多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

- **幼稚園**では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- **保育所**では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が年少から小学校3年までの範囲外になった場合(成長して小4以上になった場合)は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合(成長して小1以上になった場合)は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



● 内の数値は、第1子の保護者負担を1.0とした場合の負担割合

※認定こども園の場合、教育標準時間認定を受ける子どもについては幼稚園と、保育認定を受ける子どもについては保育所と同様になります。
※小規模保育を利用する場合、保育所と同様になります。

！新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額に基づく保育料 | 当年度の市町村民税額に基づく保育料